

[事案 2025-132] 損害賠償請求

・令和8年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

失効返戻金に対する遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和45年7月に亡き父が契約した保険について、保険料未払いにより保険料自動振替貸付が行われ、昭和50年9月に失効したが、令和6年6月頃、相続人である自分が保険会社に対し本契約に関する問い合わせをしたところ、失効返戻金が残っていることが判明した。以下の理由により、失効返戻金に対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 保険契約の失効に際して通常行われる解約返戻金の請求に関する通知（案内）が契約者に対してなされた記録がなく、仮に、当該通知がなされていたとすれば、契約者が失効返戻金の請求を行わないことがありえないことからすれば、通知はされていないと考えるのが合理的である。
- (2) 保険会社は、能動的に「失効返戻金に係る債権の存在と所要の請求手続」を契約者に知らしめることにより、失効返戻金の支払いを速やかに履行する義務があるにもかかわらずそれを怠っており、その結果、契約者に対する速やかな失効返戻金の支払いがなされなかったのであるから、保険会社は失効返戻金の遅延損害金を支払う義務がある。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款では、失効返戻金の支払時期は所定の書類が本社に到着してから5日以内である旨が規定されており、本件では、所定の書類が到着していないことから、当社は失効返戻金の支払いについての履行遅滞の責任を負わない。
- (2) 本契約が「保険料の未払い」状態になれば、まずは契約担当者が契約者に対して保険料払込の案内・督促をし、保険料未払いのまま猶予期間が経過し、自動振替貸付が実行されると、本社からも「振替が実行された契約を対象にした契約者あての通知」が直送されるはずであり、契約者は、本契約が「保険料の未払い」状態にあること、その後、「自動振替」が実行されたことを十分認識できたはずである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。